

経営円滑化貸付のご案内

売上減少等により、経営の安定に支障が生じている中小企業者を支援します。

1 融資対象者

- 県内で1年以上同一事業を営む方で（1）から（4）のいずれかに該当する方
- （1）中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により、市町長の認定を受けた方
 - （2）経済情勢の変化により著しい影響を受け、最近3か月間の売上高が前年同期に比べて5%以上減少している方
 - （3）製品等に係る売上原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格への転嫁が困難なため、最近3か月間（当面の間、「最近1か月間」での算定も可とする）の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期に比べて上回っている方
 - （4）原材料・エネルギーコストの高騰により、最近3か月間（当面の間、「最近1か月間」での算定も可とする）の「売上原価」が、前年同期と比べて10%以上増加しており、かつ、最近3か月間（当面の間、「最近1か月間」での算定も可とする）の「売上総利益（粗利益）」が、前年同期比で減少している方

※市町長の認定を受けると、信用保証の別枠が利用できる場合があります。

2 融資条件

融資限度額	1億円
融資利率	年0.80%（固定利率）
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
資金使途	運転資金
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要）
信用保証	原則として保証を付ける

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部地域経済課 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。